
自治会・町内会等法人化の手引き

— 認可地縁団体の設立に向けて —

令和3年11月

【問合せ先】

香取市 市民協働課

住 所 香取市佐原口2127番地

電 話 0478-50-1261（直通）

目 次

I 認可地縁団体とは

1 認可制度について	2
2 対象団体	2
3 認可の要件	3

II 認可申請手続き

1 地縁団体認可までの主な手続きの流れ	4
2 認可申請の事前準備	5
3 認可申請の手続き	6
4 申請にあたっての注意点	7
5 認可告示	7

III 認可後の地縁団体について

1 認可地縁団体の印鑑登録	8
2 各種証明書の発行	8
3 規約や告示された事項に変更があった場合	9
4 財産目録・構成員名簿の作成	10
5 各種手続き	10
6 その他	12

IV 認可地縁団体が所有する不動産登記に係る登記の特例制度

1 特例制度について	13
2 申請の流れ	14

V 認可の取り消しと解散

1 取消及び解散	15
----------	----

I 認可地縁団体とは

1 認可制度について

自治会・町内会は「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を持てなかったことから、地区集会施設等の財産をもっている場合、当該団体の名義での不動産登記等ができませんでした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義等としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

この認可制度は、このような問題を解消するため、不動産を保有又は保有を予定している自治会・町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成3年の地方自治法の改正により新たに創設されました。

令和3年5月に地方自治法が改正され、令和3年11月からは不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために認可を受けることができるようになりました。

■ 地縁とは？

地縁（ちえん）とは、住んでいる土地、過去に縁のあった土地といったつながり合いのこと。地域共同体、町内会、向う三軒両隣といった近隣住民の生活上の助け合い、相互扶助のこと。また日本の農村部などでは、集落共同体内での馴れ合い体質や力関係について言われる場合がある（選挙における候補者支持や行政に対してなど）。
(フリー百科事典『ウィキペディア』より)

2 対象団体

この制度は、町・字の区域、その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます。）、いわゆる自治会・町内会を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

(1) 特定の目的の活動だけを行う団体

【例】 スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

(2) 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

【例】 老人会や子供会（年令の制限）、婦人会（性別の制限）など

3 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法第260条の2第2項では次の4つの要件を満たすことを求めています。

(1) 目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を円滑に行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること

※ 地域的な共同活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営や親睦行事など、一般的な自治会・町内会活動のことです。

現に活動を行っていることと認めるには、過去2年以上の活動実績が必要です。そのため、団体が発足して2年未満の場合は認可できません。

(2) 区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

※ 河川・道路等で区域が画されているなど、容易に自治会・町内会等の区域・範囲がわかる状態であること、という意味です。他の自治会・町内会等の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

(3) 構成員

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

※ その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件をつけてはいけません。

※ 相当数とはその区域の全住民(自治会・町内会等に参加していない人を含む)の過半数をいいますが、なるべく多くの住民が構成員となることを目標としてください。

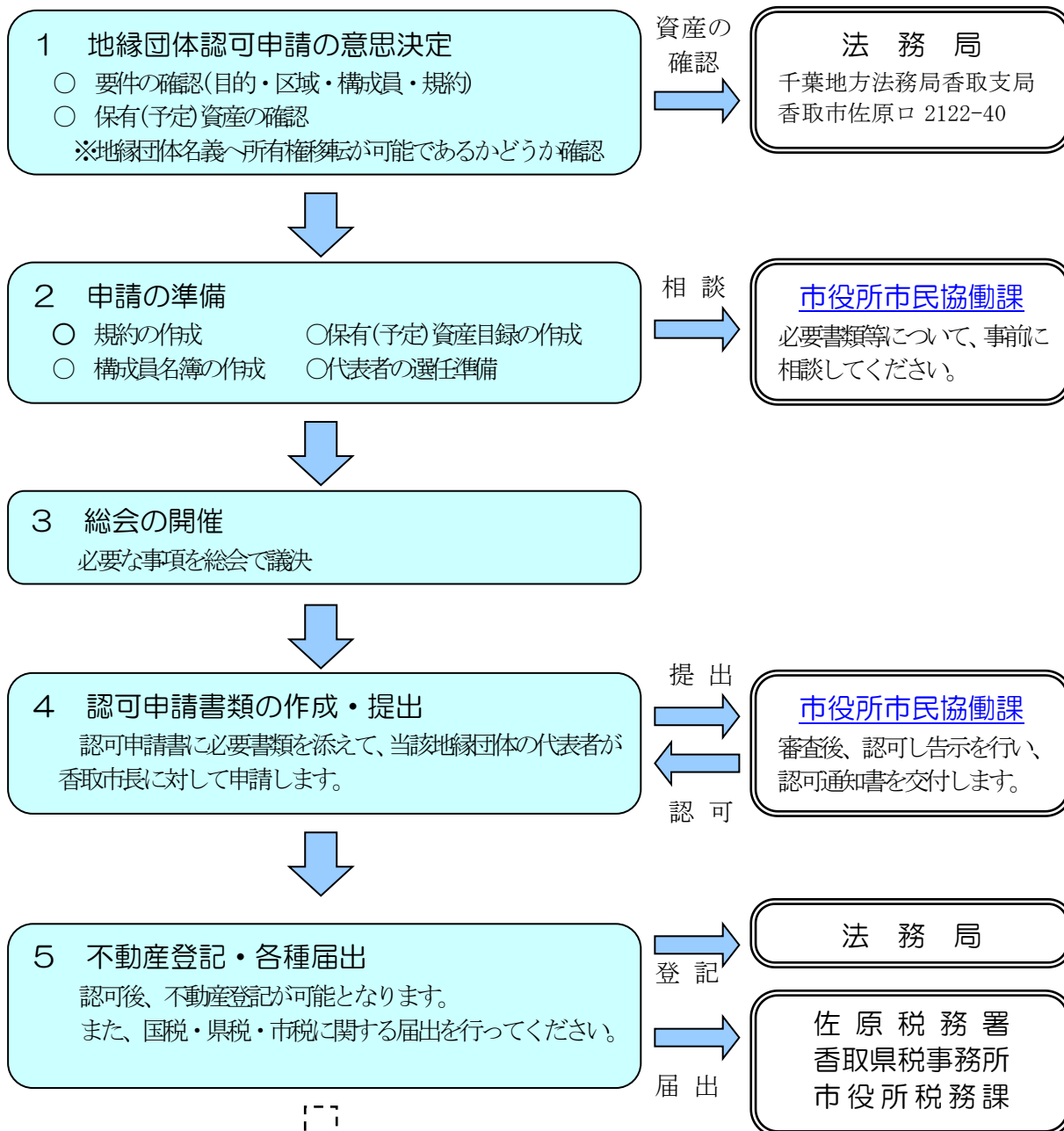
(4) 規約

規約を定めていること

※ 規約に定めるべき事項は、P6～7を参照してください。

Ⅱ 認可申請手続き

1 地縁団体認可までの主な手続きの流れ



変更の届出

代表者変更や事務所の所在地変更といった告示事項変更、規約変更の届出が必要です。手続きは次のとおりです。

① 総会の開催 ⇒ ② 必要書類の提出(香取市長宛) ⇒ ③ 各種届出

2 認可申請の事前準備

地縁による団体の認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思決定をします。また、併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産等を審議し、団体の意思決定をします。

なお、認可申請の意思決定と規約の決定等の意思決定は、同一の総会で行われることが望ましいのですが、別々の総会でも構いません。

(1) 規約の整備（定めなければならない事項）

① 目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を円滑に行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

② 名称

特に制限はありませんが、他の法律には抵触しないことに留意してください。客観的に区域が特定できるような名前が好ましいです。

【例】〇〇自治会、〇〇町内会、〇〇区、香取〇〇丁目〇〇町会 など

③ 区域

字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。

なお、区域を確定する際、隣接する自治会・町内会の了解は不要ですが、既存の自治会・町内会より分離独立して申請する場合は、既存の自治会・町内会との協議を十分にしてください。

④ 主たる事務所の所在地

当該地縁団体の正式な住所となります。

地区集会施設、代表者の自宅の地番等により定めるほか「代表者の自宅に置く。」と定めることも可能です。

⑤ 構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有するものは全て構成員になれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項（年齢、性別、国籍など）を設けてはいけません。

加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

⑥ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務を規定します。

(地方自治法第260条の5から第260条の10)

⑦ 会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

(地方自治法第260条の13から第260条の19)

⑧ 資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。

(地方自治法第260条の4)

なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。

(2) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

(4) 保有資産の確認

保有資産を明確にする上から、申請前の総会において資産の確認をしておく必要があります。

3 認可申請手続き

認可申請は、当該地縁団体の代表者が香取市長に対して次の書類により申請します。

(1) [認可申請書](#)

(2) [規約](#) (上記2(1)の事項を定めたもの)

(3) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した[総会の議事録等の写し](#)で、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの

(4) 構成員の名簿

認可申請する地縁団体に加入している構成員全員の住所、氏名が記載されているもの

※ 名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員個人名であることに留意してください。

※ 当該地縁団体の相当数(原則として過半数)の構成員が必要です。

(5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

※ 認可申請する地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等

(6) 申請者が代表者であることを証する書類

代表者について決定したことを記した議長及び議事録署名人の署名押印のある総会の議事録の写し並びにこれについて代表者が承諾したことを証する署名押印のある就任承諾書及び代表者であることを証明する証明書

(7) 規約で定める区域を示した図面

住宅地図等に区域を赤色で囲んで表示した図面

4 申請にあたっての注意点

○ 認可申請にあたっては、必ず貴団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の要否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有資産等についても審議してください。

○ 特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件に合致するよう規約の改正をしてください。

なお、総会を開催する前に、規約の改正案について事前に市役所市民協働課にご相談ください。

5 認可告示

○ 認可告示及び認可通知

認可申請の受理後、内部審査を経て2週間程度で法人化の認可をし、告示します。また、告示に併せ、法人化の認可通知をします。

Ⅲ 認可後の地縁団体について

1 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度で、市役所市民協働課で団体の印鑑登録ができます。

不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務づけられている場合などには、「印鑑登録証明書」が必要となりますので、必要に応じて印鑑登録及び証明書の交付請求を行ってください。

登録は1団体につき1個です。

(1) 手続きができる人は、次のとおりです。

- ① 認可地縁団体の代表者
- ② 裁判所の選任する職務代行者
- ③ 地方自治法第260条の9に規定する仮代表者
- ④ 地方自治法第260条の10に規定する特別代理人
- ⑤ 地方自治法第260条の24に規定する清算人

(2) 登録申請を行うときは次の書類等が必要です。

- ① 認可地縁団体印鑑登録申請書
- ② 申請した人の個人の印鑑（市に印鑑登録をしてあるもの）
- ③ 申請した人の印鑑登録証明書
- ④ 登録する団体の印鑑

(3) 登録しようとする印鑑が、次のようなものは受け付けられません。

- ① ゴム印その他印形の変形しやすいもの
- ② 印影の大きさが、1辺の長さが8mmの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30mmの正方形に収まらないもの
- ③ 印影が鮮明でないもの
- ④ 上記に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

2 各種証明書の発行

(1) 認可地縁団体の証明書

認可地縁団体証明書は誰でも請求することができます。「証明書交付請求書」

により市役所市民協働課へ請求してください。用紙は、市民協働課にあります。
証明書の交付手数料は無料です。

また、郵便又は信書便でも、証明書を請求することができます。郵便等での請求についての詳細は市民協働課にお問い合わせください。

(2) 印鑑登録証明書

「認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書」により市民協働課へ請求してください。

ただし、証明書の申請は、団体の代表者のみの申請となります。その際には、登録した団体の印鑑をご持参ください。

証明書の交付手数料は無料です。

3 規約や告示された事項に変更があった場合

認可を受けた後、規約や告示された事項を変更した場合は、それぞれ「規約変更認可申請書」、「告示事項変更届出書」を提出してください。市長の変更認可・告示がないと、規約内容や変更された事項は変更したことにならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。また、解散した場合（破産の場合を除く）及び清算終了の場合にも所要の事項を告示することになります。

なお、告示事項は以下のとおりです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代理者の選任有無
- ⑦ 代理人の有無
- ⑧ 解散の事由
- ⑨ 認可年月日

(1) 規約を変更した場合

以下の書類を提出してください。書類審査の上、規約変更の認可・不認可を文書で通知します。なお、規約の変更内容が、名称・目的・区域・事務所・解散の事由など、告示された事項である場合は、別途「告示事項変更届出」が必要です。

- ① 規約変更認可申請書
- ② 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ③ 規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会の議事録の写し）

(2) 告示された事項を変更した場合

代表者の住所・氏名・事務所の所在地等を変更したときは、以下の書類を提出してください。変更のあった事項が認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。書類・内容等に不備がある場合、または認可要件に合致しない場合は受理できません。審査の上、認可要件を満たしていると確認できたときは、市長が受理し告示を行って告示事項変更手続きは完了です。

- ① 告示事項変更届出書
- ② 告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会の議事録の写し等）
- ③ 就任承諾書（代表者の変更の場合）
- ④ 証明書（代表者の変更の場合）
- ⑤ 法人等設立等申告書^{税務課提出用}（代表者の変更の場合）

4 財産目録・構成員名簿の作成

(1) 財産目録の作成

認可時及び毎年度終了後3ヶ月以内に財産目録を作成し、常に事務所に備え置いてください。

(2) 構成員名簿の作成

構成員名簿を作成し、常に事務所に備え置いてください。構成員の変更については、市への報告は必要ありませんが、団体で名簿の変更を行ってください。

5 各種手続き

(1) 法人登記

地縁団体としての法人登記は、市長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体はこの告示があるまでは、地縁団体として認可されたことをもって第三者に対抗することはできませんのでご注意ください。

(2) 不動産登記

認可地縁団体の名義で登記ができます。市長が発行する証明書を添付し申請することとなりますが、他の書類も必要となりますので、所轄の法務局に確認してください。その際には登録免許税がかかります。

また、不動産の表示の変更などを行う場合にも登録免許税がかかります。詳しくは法務局にお問い合わせください。

(3) 各種課税関係について

認可後、「法人等設立等申告書」の提出が必要ですので、速やかに市役所税務課に提出してください。

また認可地縁団体には下記の税金が課税されますので、減免申請手続きを行う必要があります。

なお、詳細はそれぞれの関係機関（佐原税務署（TEL54-1331）・香取県税事務所（TEL54-1314）・市役所税務課（TEL50-1242）にお問い合わせください。

① 法人市民税

減免申請手続き窓口は市役所税務課です。税務課からの通知が届いたら手続きを行ってください。

② 法人県民税

減免申請手続き窓口は香取県税事務所です。認可後、手続きを行ってください。（必要なもの：証明書・規約等）翌年以降は、香取県税事務所から通知が届いたら手続きを行ってください。

○ 認可地縁団体にかかる税金

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人	
		収益事業をしない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割・法人税割 課税
	固定資産税	減免措置	課税
県税	法人県民税	均等割のみ課税 減免措置	均等割・法人税割 課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置 (地区集会施設等)	不動産を取得した時点の評価額 課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

6 その他

(1) 注意点及び禁止事項

- ① 認可により権利能力を取得した後も、住民により任意的に組織された団体であることに変わりありません。公法人ではなく、公共団体その他行政組織の一部ではありません。また、認可地縁団体が行う活動について、市長は一般的監督権限を持ちません。
- ② 正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではいけません。
- ③ 民主的な運営の下に自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはいけません。認可地縁団体の運営のあり方は、認可の前後によって変わるものではありません。
- ③ 特定政党のために利用してはいけません。

IV 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度

1 特例制度について

認可地縁団体が所有（占有）している不動産のうち、登記簿に表示された所有者の所在が知れない場合や、既に亡くなっていてその相続人の所在が不明であるために移転登記が困難な状況となっている場合、一定の要件を満たす認可地縁団体が、手続きを経て、認可地縁団体名義での登記を行うことができる制度です。

※この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度と位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

(1) 申請要件

次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- ② 当該認可地縁団体が当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること
- ③ 当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者が当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人になっていること
- ④ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全部又は一部の所在が知れないこと

(2) 申請に必要な書類

- ・ 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- ・ 申請不動産の登記事項証明書及び公図
- ・ 申請不動産に関し特例適用申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ・ 申請者が代表者であることを証する書類
- ・ 申請要件を疎明するに足りる資料

【資料例】

申請不動産により、下記以外の資料の提出を求める場合もあります。

①②について証明する資料

- ・ 10年以上前の当該団体の事業報告書（総会資料の写し等）
- ・ 閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本（法務局で取得できます）

- ・旧土地台帳の写し（法務局で取得できます）

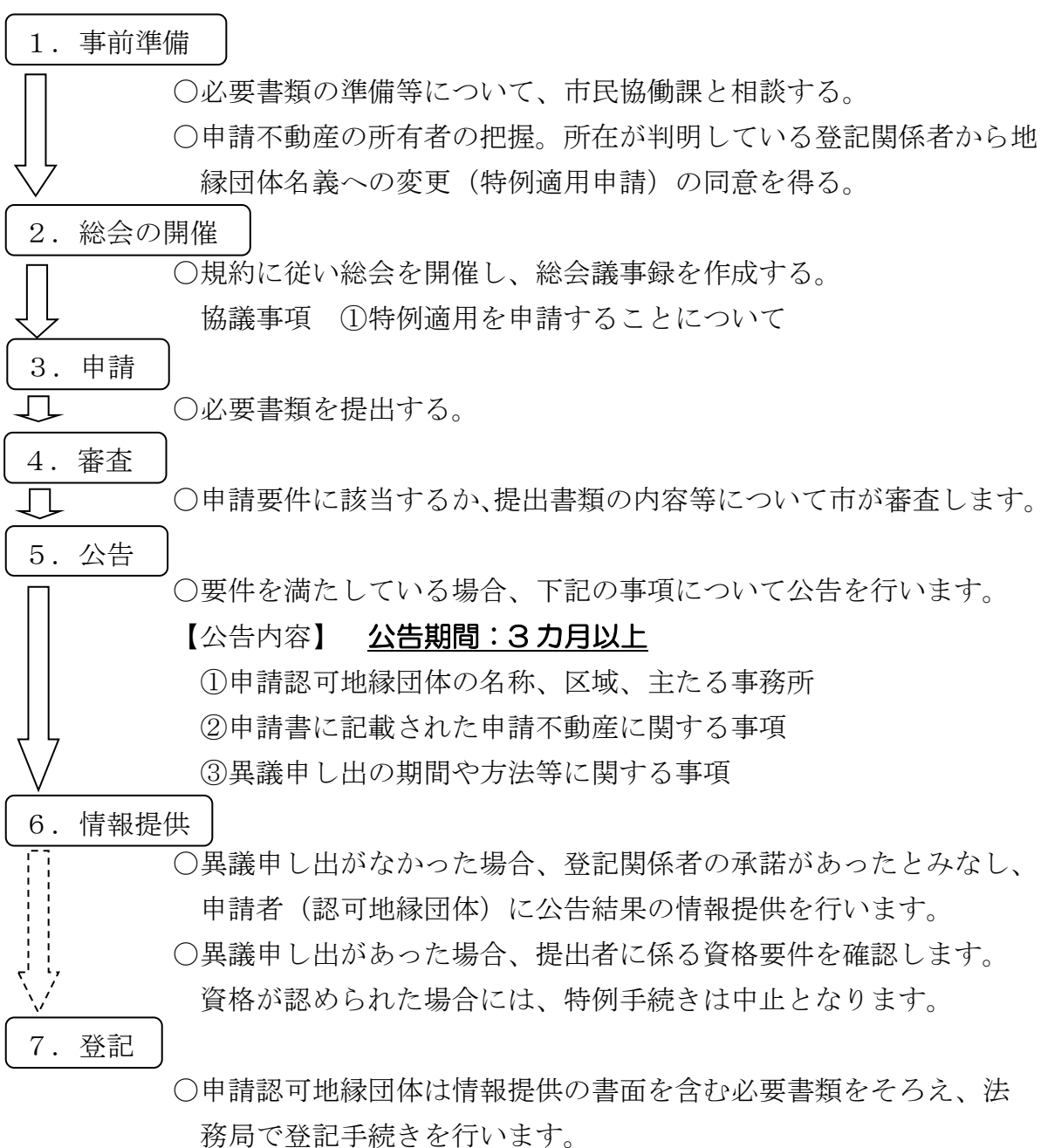
③について証明する資料

- ・認可地縁団体の構成員名簿

④について証明する資料

- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の[配達証明付き郵便](#)が不到達であった旨を証明する書類
- ・登記関係者の住民票及び住民票の除票が存在しないことを証明した書面

2 申請の流れ



V 認可の取り消しと解散

1 取消及び解散

(1) 許可の取り消しについて

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、市長は認可を取り消すことがあります。

- ① 地方自治法第260条の2第2項の4つの認可要件のうち、そのいずれかを欠くことになったとき
- ② 不正な手段により認可を受けたとき

(2) 解散について

認可地縁団体が以下の1つに該当するとき、解散することになります。法人として破産、解散及び清算については、裁判所の監督の下に所要の手続きを進めることとなり、破産宣告の請求を怠った時などに非訟事件手続法に基づき裁判所により過料に処せられることとなりますので、ご注意ください。

- ① 規約に定めた解散事由が発生したとき
- ② 破産手続きの開始が決定されたとき
- ③ 認可の取消しがあったとき
- ④ 総構成員の4分の3以上の同意による総会の決議があったとき
(規約に別段の定めがある場合を除く)
- ⑤ 構成員の欠亡